

# 平成27年度山形県地域防災計画修正概要

## 1. 近年の修正経過

平成24年3月 計画修正  
・津波災害対策編、原子力災害  
対策計画の新設 等



平成25年3月 計画修正  
・広域避難体制、広域応援・受援  
体制の新設 等



平成26年11月 計画修正  
・防災の基本理念の明確化、住民等の安全な避難  
対策の強化、被災者保護対策の改善 等

## 2. 計画修正の方針

### 1. 国の防災基本計画の修正内容の反映

- ◆広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化（土砂災害防止法改正、中央防災会議土砂災害対策検討WG報告）
- ◆御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化（中央防災会議火山防災対策推進WG報告）
- ◆最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善（災害対策基本法改正等）

### 2. 災害時の精神保健医療提供体制の整備

## 3. 主な修正項目

### 1. 土砂災害への対策の強化

- ◆広島土砂災害等最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化
  - 県は土砂災害警戒区域の基礎調査結果を公表する。
  - 市町村は、土砂災害警戒情報及びそれを補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を活用し、あらかじめ避難勧告の発令範囲を具体的に設定する。
  - 適時適切な避難行動の実施
    - ・市町村は、避難しやすい時間帯で避難準備情報を発令し、避難行動要支援者等の自主的な避難を促進する。
    - ・市町村は、災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきこと、周囲の状況によっては屋内で待避すべきこと等を、住民に対し周知する。

### 2. 火山災害への対策の強化

- ◆御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化
  - 国、大学等は水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等を推進し、火山観測体制の充実・強化を図る。
  - 火山周辺市町村は、県等と協力し、火山防災情報の登山者等への情報伝達手段の整備を図る。

※活動火山対策特別措置法（活火山法）の改正に伴い、国が策定する活動火山対策の推進に関する基本指針に係る事項及び地域防災計画に記載が義務付けられる事項については、同法の施行後に修正を行う。

### 3. 災害時の道路啓開のための放置車両対策の強化

- ◆平成26年2月に関東甲信地方を中心に発生した豪雪災害の教訓を踏まえた対策の強化
  - 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、当該指定区間における運転者等への車両の移動命令及び運転者がいない場合における車両の移動等の措置を行う。
  - 公安委員会は、必要に応じ、道路管理者に対し放置車両等の移動等を要請する。

### 4. 情報収集・連絡体制の強化

- ◆最近の災害の教訓を踏まえた情報連絡体制等の強化
  - 国、県、市町村は、情報伝達手段の多重化・多様化を図る。
  - 県は、関係機関から情報収集し、人的被害者数を一元的に集約する。
  - 実働部隊（警察・消防・海上保安庁・自衛隊）は、合同調整所を設置し、部隊間の情報共有及び活動調整を図る。

### 5. 災害時の精神保健医療提供体制の整備

- 山形県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備に伴う、県及び関係医療機関等の役割等に係る内容を追加